

【「被扶養者(異動)届」の添付書類】

★別居の場合、提出ください。(単身赴任と高校生以下の子供が進学のため親元から離れて暮らす場合は不要です。)

仕送り額報告書

下記のとおり、別居の扶養申請対象者に対して、私が生活費を負担し仕送りすることを報告します。

記号	番号	被保険者名			
①扶養申請対象者名		続柄		生年月日	
②扶養申請対象者名		続柄		生年月日	

1. 扶養申請対象者への仕送りについて

	本年仕送り額	備考		翌年仕送り予定額	備考
1月			1月		
2月			2月		
3月			3月		
4月			4月		
5月			5月		
6月			6月		
7月			7月		
8月			8月		
9月			9月		
10月			10月		
11月			11月		
12月			12月		
合計			合計		

〔注意〕

- ①今回、扶養申請するにあたり仕送りの現状と、今後1年間の仕送り予定額を記入ください。
- ②各月の仕送り金額と年間合計額を記入ください。
- ③手渡しは認められず、毎月金融機関を通じて送金している事実が必要です。
- ④仕送りをしていれば、被扶養者として認められる訳ではありません。
- ⑤実際の仕送り額が本報告どおりでなかったり、被保険者が扶養申請対象者の主たる生計維持者とは認められない金額である場合、被扶養者の認定は取り消しとなります。

2. 扶養申請対象者の生活費について

(月・円)

被保険者以外の別居家族からの援助額		
対扶養 対象者 申請 の請	生計費()人分	
	収入	
	預貯金等からの充当額	
同居の家族の収入等からの充当額		
その他 ()		

← ・扶養申請対象者と同居家族がいて、対象者分だけを把握出来ない場合は、同居のご家族分も含めて記入してください。

・生計費とは衣食住費・水道光熱通信費・医療費・教育娯楽費・保険料・その他雑費等、生活する上での全ての費用の年平均の大よその額を記入してください。

添付書類(仕送を証明する書類)

- ・(振込されている側の確認書類) 直近3ヶ月分の金融機関による振込明細のコピー
- ・(振込を受ける側の確認書類) 扶養申請対象者の通帳のコピー(名義・振込金額の確認できるページ)
- * 扶養認定後も、扶養確認調査時には仕送り状況を確認いたしますので、上記書類は大切に保管ください。